

# 山口県報

令和 8 年  
3 月 31 日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則(会計課)……………一
- 訓令  
山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課)……………一
- 告示  
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)……………四



物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二十三号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成七年山口県規則第五百五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を当該入札の期日の少なくとも二十四日前にする旨を記載した場合における最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前)」を削る。

## 附 則

- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
  - (経過措置)  
この規則の施行の日前において行われた地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第二条第六号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告、公示又は通知については、なお従前の例による。



### 山口県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程(昭和五十五年山口県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表ぼうさいやまぐちけんちようの項中「ぼうさいやまぐちけんちよう」を「ぼうさいやまぐちけんちよう」に改め、別表の2の表ぼうさいげさんの項中「下関市豊田町大字江良135番地の27」を「下関市豊田町大字江良135番地の77」に改め、同表ぼうさいこうじようじやまの項中「ぼうさいこうじようじやま」を「ぼうさいこうじようじやま」に改め、同表ぼうさいりようじゆさんの項中「ぼうさいりようじゆさん」を「ぼうさいりようじゆさん」に改め、別表の3の表ぼうさいしゅうなんしよの項中「ぼうさいしゅうなんしよ」を「ぼうさいしゅうなんしよ」に改め、別表の4の表中「臨時場所」を「臨時場所」に、

「ぼうさいりやうじゆさん」
「ぼうさいわき」

を

ぼうさいいわくにし /
ぼうさいわかちよう /

に改め、同表ぼうさいわかちようしょうぼうの項

を次のように改める。

ぼうさいいわくにしようぼう /	岩国市愛宕山 / 丁目 4 番 / 号
-----------------	---------------------

別表の 4 の表中

ぼうさいいわくにごうわん
ぼうさいやない
ぼうさいすおうおおしま

を

に改め、同表ぼうさいわかちようの項を次のよ

ぼうさいいわくにごうわん /
ぼうさいやない /
ぼうさいすおうおおしまちよう /

うに改める。

ぼうさいかみのせきちよう /	熊毛郡上関町大字長島 48 番地
----------------	------------------

別表の 4 の表中

ぼうさいたぶせ
ぼうさいひらお
ぼうさいやないしようぼう
ぼうさいおおしまぶんしつ
ぼうさいくだまつ
ぼうさいひかり

を

ぼうさいしゅうなん
-----------

に改め、同表ぼうさいしゅうなんしょうぼうの項

ぼうさいたぶせちよう /
ぼうさいひらおちよう /
ぼうさいやないしようぼう /
ぼうさいおおしまぶんしつ /
ぼうさいくだまつし /
ぼうさいひかりし /
ぼうさいしゅうなんし /

を次のように改める。

ぼうさいくだまつしようぼう /	下松市大字河内 950 番地
-----------------	----------------

別表の 4 の表のぼうさいわかちようの項中「ぼうさいひかりしようぼう」を「ぼうさいひかりしようぼう 1」に改め、同表中

ぼうさいしゅうなんしようぼう	周南市新宿通 5 丁目 / 番 3 号
ぼうさいしゅうなんこうわん	〃 築港町 // 番地

を

ぼうさいしゅうなんしようぼう /	周南市周陽 2 丁目 8 番 3 号
ぼうさいしゅうなんこうわん /	〃 築港町 9 番 / 号

を

ぼうさいほうふ
ぼうさいほうふしようぼう
ぼうさいやまぐち

を

ぼうさいほうふし /
ぼうさいほうふしようぼう /
ぼうさいやまぐちし /

に改め、

同表やまぐちしょうほうせんたの項を削り、同表はつやこうべの項を次のように改める。

ぼうさいやまぐちしょうほう	ぼうさいやまぐちしょうほう /
---------------	-----------------

ぼうさいうべし /	宇部市常盤町 / 丁目 7 番 / 号
-----------	---------------------

別表の 4 の表はつやこうべの項中「ぼうさいみね」や「ぼうさいみねし 1」に改め、同表はつやこうべの項及びひばつやこうべの項を削り、同表中

ぼうさいさんようおのだ	ぼうさいさんようおのだし /
ぼうさいうべさんようおのだし うぼう	ぼうさいうべさんようおのだし うぼう /

ぼうさいみねし しょうほう	美祿市大嶺町東分 358 番地の /
ぼうさいうべこうわん	宇部市港町 / 丁目 5 番 7 号

ぼうさいみねし しょうほう /	美祿市大嶺町東分 // 73 番地
ぼうさいうべこうわん /	宇部市港町 / 丁目 5 番 5 号

ぼうさいやまぐちうべこうこう	ぼうさいやまぐちうべこうこう /
ぼうさいしものせき	ぼうさいしものせきし /
ぼうさいしものせきし しょうほう	ぼうさいしものせきし しょうほう /
ぼうさいながと	ぼうさいながとし /
ぼうさいながとし しょうほう	ぼうさいながとし しょうほう /
ぼうさいはぎ	ぼうさいはぎし /
ぼうさいあぶ	ぼうさいあぶちよう /
ぼうさいはぎし しょうほう	ぼうさいはぎし しょうほう /

別表の 5 の表はつやこうべの項中「岩国市玖珂町 6262 番地の 4」を「岩国市玖珂町 6264 番地の 3」に改め、同表はつやこうべの項中「ぼうさいみしようかわだむ」を「ぼうさいみしようかわだむ」に改め、同表はつやこうべの項の次に次のように加える。

ぼうさいひらせだむ	錦町広瀬 534 / 番地 /
-----------	-----------------

別表の 5 の表はつやこうべの項中「防府市駅南町 13 番 40 号」を「防府市寿町 7 番 1 号」に改め、同表はつやこうべの項中「上宇野令 929 番地」を「上天花町 1 番地の 1」に改め、同表はつやこうべの項の次に次のように加える。

やまぐちこうくせんた	宇部市沖宇部 625 番地
------------	---------------

別表の 5 の表はつやこうべの項中「宇部市大字今富 52 番地の 1」や「大字今富 52 番地の 1」に改め、同表はつやこうべの項中「長門市油谷河原 763 番地」や「長門市油谷河原 761 番地の 5」に改め、別表の 9 の表はつやこうべの項中「玖珂町 6262 番地の 4」や「玖珂町 6264 番地の 3」に改め、同表はつやこうべの項の次に次のように加える。

ぼうさいひらせだむ /	錦町広瀬 534 / 番地 /
ぼうさいひらせだむ 2	〃 〃 〃

別表の 9 の表中	ぼうさいしゅうなん /
	ぼうさいしゅうなん 2

ぼうさいしゅうなん /	〃
ぼうさいしゅうなん 2	〃

別表の 9 の表はつやこうべの項中「防府市 13 番 40 号」を「防府市寿町 7 番 1 号」に改め、同表はつやこうべの項中「上宇野令 929 番地」を「上天花町 1 番地の 1」に改め、同表はつやこうべの項の次に次のように加える。

「畦地」に改め、同表ほうさいだいち1の項中「々 津谷河原763畦地」を「々 津谷河原761畦地の5」に改め、同表ほうさいはぎ2の項の次に次のように加える。

ほうさいみしまだち /	々 見島大谷59 / 番地の 4
-------------	------------------

別表の6の表に次のように加える。

ほうさいおせがわたち /	広島県廿日市市浅原 / 030番地の 27
--------------	-----------------------

附 則

この訓令は、令和八年三月三十一日から施行する。



山口県告示第百七十五号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。ただし、令和七年度以前の予算に係る給付金については、なお従前の例による。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

二中(九)を削り、(十)を(九)とし、(十四)から(十五)までを(十)から(十一)までとする。